

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公印を新調しその使用を開始する件 三三三
- 青少年に有益な映画として推奨する件 三三四
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三三四
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件 三三五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 三三五
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三三六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三三六
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 三三六
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 三三六
- 福島県収用委員会 三三七
- 土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決定した件 三三七

告 示

福島県告示第四百三十九号

公印を次のように新調し、平成二十九年六月十九日その使用を開始する。

平成二十九年六月十六日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印	影	公印管理者
----	-------	---	---	-------

24の2
福島県現金取扱員印（福島県福島学園用）

福島県福島学園の福島県現金取扱員

（文書法務課）

福島県告示第四百四十号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二條の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。

平成二十九年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
二四二二	映画「赤毛のアン」	製作 ロス・レスリー 配給 シナジ	推奨対象 小学生、中学生、高校生、青年及び一般

（こども・青少年政策課）

福島県告示第四百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年六月十六日から同年十月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び大玉村産業建設部産業課商工観光係に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT 5 大玉店 福島県安達郡大玉村大字玉貫百六一一ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 勝規

(変更後) 株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 佳史

2 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 勝規

(変更後) 株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 佳史

三 変更した年月日

平成二十九年五月八日

四 届出年月日

平成二十九年六月五日

五 届出をした者

株式会社PLANT

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年六月十六日から同年十月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び大玉村産業建設部産業課商工観光係に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT-5 大玉店 福島県安達郡大玉村大字玉

費百六十一ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前九時

(変更後) 開店時刻 午後十時

(変更後) 閉店時刻 午前七時

(変更後) 閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで

三 変更しようとする年月日

平成二十九年六月二十一日

四 届出年月日

平成二十九年六月五日

五 届出をした者

株式会社PLANT

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡下郷町大字白岩字岐見山二七二〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市霊山町上小国字小瀧一一

- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第四百四十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十九年五月二十五日次のとおり指定した。
平成二十九年六月十六日

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内 堀 雅 雄
福島県猟友会	須賀川市卸町二二	平成二九年五月二五日から		
須賀川支部	番地	平成三四年三月三一日まで		
支部長 渡邊 徳雄				

売りさばき所の名称及び所在地
福島県猟友会須賀川支部
須賀川市卸町二二番地(株式会社ワタスイ内)
(出納総務課)

公 告

公告第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十九年六月十六日

土地改良区の名称
飯館村土地改良区
退任した役員

福島県知事 内 堀 雅 雄

役別 氏名 住所
監事 庄司 久 相馬郡飯館村小宮字反田七五番地

(農村計画課)

公告第三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第四百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の住宅施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第四百一十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年六月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第四百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十九年六月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

公告第四百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松本宮都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
 平成二十九年六月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課
 (都市計画課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用及び使用について平成二十九年六月七日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
 平成二十九年六月十六日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭弘

一 起業者の名称

福島県

二 事業の種類

真野川漁港海岸鳥崎地区海岸公共災害復旧工事及びこれに伴う附帯工事(福島県南相馬市鹿島区鳥崎字牛島地先海浜地から同市鹿島区鳥崎字戸屋地先海浜地まで)

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在	地番	地目		地積(平方メートル)		収用又は使用しようとする土地の面積(平方メートル)
		登記	現況	登記記録	実測	
福島県南相馬市鹿島区鳥崎	四一番	宅地	宅地	三〇・四〇	三〇・三〇	収用の部分 四・五一
福島県南相馬市鹿島区鳥崎	三	宅地	宅地	三〇・四〇	三〇・三〇	収用の部分 四・五一
鹿島区鳥崎	四二番	宅地	宅地	三八五・九	三八五・七	収用の部分 九六・二四
字町				七	七	使用の部分 六六・〇五

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

- 1 使用方法
堤防整備工事に必要な工事用道路及び堤防基礎の設置のための一時使用
- 2 使用期間
明渡しの期限から三か月

五 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
西坂 ミツイ	福島県南相馬市鹿島区鳥崎字町三七番地	二分の一
西坂 利春	福島県南相馬市原町区北原字大塚一六三番地の七	六分の一
須佐 仁子	福島県南相馬市鹿島区西町一丁目八七番地	六分の一
菅野 記佐	福島県南相馬市鹿島区鹿島字江向八九番地の一	六分の一

